

福岡市環境審議会環境管理部会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成 24 年 1 月 31 日（火） 14：00～15：15

2 場所 アクロス福岡 6階 606会議室

3 議事

「福岡市における環境影響評価制度のあり方について」

- (1) 検討の背景
- (2) 環境影響評価制度の課題整理
- (3) 法改正に伴う検討
- (4) 本市独自の検討
- (5) その他

4 出席者（敬称略）

氏 名	役 職 等
浅野 直人	福岡大学法学部教授
鬼塚 敏満	市議会議員
小野 仁	日本野鳥の会福岡支部長
清原 裕	九州大学大学院医学研究院教授
楠田 哲也	北九州市立大学国際環境工学部教授
今田 長英	福岡大学大学院工学研究科教授
◎ 藤本 一壽	九州大学大学院人間環境学研究院教授
◎ 松山 倫也	九州大学大学院農学研究院教授

◎部会長

II 議事録

1 開会

●事務局（環境政策課長） それでは時間になりましたので、ただ今から福岡市環境審議会環境管理部会を開会させていただきます。本日の会議でございますが、部会の委員数10名中、8名のご出席でございますので、環境審議会条例第5条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

また、本会議は福岡市情報公開条例第38条に基づいて公開にて開催をいたしますので、ご了承をいただきますようお願いいたします。なお傍聴希望者は2名いらっしゃいますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境局長よりご挨拶を申し上げます。

●環境局長 新年早々の部会にご出席ありがとうございます。平成23年度でございますが、環境審議会の総会・部会を含めまして非常に頻繁に開かせて頂いているところでございます。本市におきましても環境行政、非常に大きな節目の時期を迎えているということでございますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

本市の環境影響評価制度につきましては、国の環境影響評価法と福岡市の環境基本条例の理念を念頭におきまして、平成10年3月に福岡市環境影響評価条例を制定いたしまして、法と条例が一体となってよりよい環境保全に配慮した事業の実施の確保に努めてきたところでございます。国の環境影響評価法につきましては施行後10年間の課題や、社会情勢の変化に対応するため昨年の4月に改正されたところでございます。本市におきましても条例施行から10年超が経過しておりますが、その間の社会情勢の変化に伴いまして、昨年にはこの審議会でもご審議頂いておりますが、「新循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、また現在「生物多様性ふくおか戦略」、「第4次地球温暖化対策実行計画」について策定を進めているところでございます。他にも環境都市づくりの分野で、福岡市の長期的な将来イメージとなり、今後、環境局が所管する計画等の指針となります「新世代環境都市ビジョン」についても策定をしているところでございます。このように環境施策の課題が一層多様化、複雑化してきている中、環境影響評価が果たすべき機能や、評価技術をめぐる状況も変化してきておりますので、法改正の趣旨も踏まえまして、現行制度を見直す必要があると考え、昨年の12月1日の環境審議会総会で本市における環境影響評価制度のあり方につきまして、諮問をさせて頂いたところでございます。

本部会につきましては専門の事項を調査・審議するため、審議会から付議されたものでございますので、本市の今後の環境影響評価制度のため、十分ご検討頂けますようお願いをいたしまして、最初

の挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

●事務局（環境政策課長） それでは議事に入ります前に、本日使用します資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

説明資料 : 資料1～資料4

参考資料 : 参考資料1～参考資料10

その他資料: 議事次第、座席表、委員名簿

それでは早速ですが議事に入らせていただきます。これ以降の議事進行につきましては部会長にお願いいたします。部会長、宜しくお願いいたします。

2 議 事

「福岡市における環境影響評価制度のあり方について」

（1）検討の背景

○部会長 皆さん、こんにちは。先ほど局長のお話にもありましたように、今回は今年の12月1日に市長から諮問を受けました、福岡市における環境影響評価制度のあり方について審議するために環境管理部会を開催するものです。後ほどご説明があると思いますが、今日も含めて何回か予定されておりますので、十分議論して頂けますよう宜しくお願いいたします。

それでは議事に従って進めて参りたいと思います。最初に「1. 検討の背景」ということで、事務局の方から説明をお願いします。

●事務局（環境調整課長） それでは資料を説明させていただきます、環境調整課長でございます。宜しくお願いいたします。資料1でございますが「本市における環境影響評価制度のあり方の検討について」ということで、これに基づきまして評価制度のあり方の検討の必要性、いわゆる背景と、今後のスケジュールにつきまして簡単にご説明させていただきます。まず、環境影響評価制度のあり方の検討の必要性でございますが、これにつきましては先ほど局長のご挨拶の中でも申し上げましたけれども、環境影響評価法が今年の4月に改正されております。改正内容につきましては、本日お配りしている関係資料の緑色のファイルの中に法改正の概要と、改正法案の要綱の2点をお付けしております。主な改正内容でございますが、この丸に書いてあるとおり条例に関係するものが大きく分けまして4点ございます。一つが計画段階配慮書の手続の新設というものでございます。他に方法書段階

における説明会の開催、評価書等の電子縦覧の義務化、環境保全措置等の公表等の義務化がございます。これに加えまして福岡市の環境影響評価条例でございますけれども、平成12年に施行されてから、現在手続中のものを含めまして8件、条例に基づく環境影響評価を行っておりますが、施行後10年以上が経過して、制度運用面において若干改善の必要性が認められます。内容につきましては後で具体的にご説明いたしますけれども、市民意見の聴取の方法でございますとか、公告縦覧のあり方といったものが課題として浮かび上がっておりますので、これらにつきましてご議論頂こうと考えております。ちなみに今回の検討ですが、今年の12月1日に環境審議会に諮問させていただきまして、審議会の付託を受けて本部会でご審議いただくものでございます。

2番目の主な検討内容でございますけれども、法改正に伴う検討と、本市独自の検討の2点につきまして本部会でご議論いただこうと考えております。申し遅れましたが、法と条例の関係について説明させていただきます。これは資料の中ほどに※印で書いておりますけれども、法と条例の関係が法律で定められておまして、「地方公共団体は当該地域の環境に及ぼす事業について、環境影響評価に関し必要な施策を講じる場合においてはこの法律の趣旨を尊重して行うものとする」ということが規定されております。簡単に申しますと規模の大きなものは法律で対応し、規模の小さなもの、法律の対象以下のものについては条例で地域特性等を活かして対応するという二段構えの仕組みになっておりますので、法律の改正を受けて、条例についても必要な改正を進めていこうということでございます。

裏面をお願いします。今後のスケジュールをお示ししております。一番上は諮問ということで、今年の12月1日に環境審議会に諮問しておまして、諮問文は参考資料の1としてお手元にお配りしております。環境管理部会でございますが、現在のところ3回程度開催させていただきたいということで、予定を挙げさせて頂いております。第1回につきまして本日1月31日でございます。第2回を3月から4月にかけて1回程度開催させていただければと思っております。その後、今年（平成24年）の5月頃までに「中間とりまとめ」という形でとりまとめを一度行いたいと考えております。この「中間とりまとめ」を基に、市民意見を募集する、いわゆるパブコメのようなものを一度行うことを考えておまして、併せて6月議会にも報告させていただくことにしております。そして9月上旬に第3回を開催し、市民意見等を踏まえまして部会としての答申案を作成していただくということとしております。答申案のとりまとめが終わった後、環境審議会へ報告いたしまして、審議会から市長のほうへ平成24年、今年の10月を目途に答申頂ければというように考えております。

部会の開催予定を3回としておりますけれども、第2回の下に「必要に応じて追加開催」と書いております。ここにつきましては「中間とりまとめ」までに今回も含めて2回、部会の開催を予定しておりますけれども、事前の配慮手続の新設など内容について少し時間をかけた議論が必要なものがご

ございますので、持ち回りでの対応の可能性もございますが、議論の具合によっては追加の部会を5月までの間に一度開催させていただく可能性もございますので宜しくお願いいたします。

10月に環境審議会に答申を頂きました後は、これは我々事務方の仕事になりますけれども、改正条例案を作成いたしまして、現時点の予定といたしましては12月議会を目途に上程させていただき、3ヶ月程度の周知期間を置いたのち、来年の4月1日に改正条例を施行する予定でございます。来年の4月1日というのが環境影響評価法の完全施行の日ということで、同法と整合を図って4月1日からの施行を目指しているところでございます。簡単でございますが以上でございます。

○部会長 それでは、ただ今の説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。来年の4月1日の法と同時施行を目指して、2回、今日を含めて3回ないし、必要に応じてもう1回ぐらいこうやって審議をしたいという流れを説明頂いたと思いますけれども。じゃあ、よろしいですか。はい、それでは続いて「2. 環境影響評価制度の課題整理」についてご説明をお願いします。

(2) 環境影響評価制度の課題整理

●事務局（環境調整課長） はい、次は資料2でございます。これに基づきまして環境影響評価制度の検討内容、第1回と第2回の部会でご審議いただく内容を、まとめて概要として簡単にご説明させていただこうと思っております。詳細な内容につきましては、この後資料3、資料4に基づきまして、それぞれ具体的に説明させていただこうと思っております。

まずこの資料2でございますけれども、一番左側に縦に、本市における環境影響評価制度の手続の流れを記しております。黒で囲ってあるものが現在の環境影響評価制度の流れで、基本的に赤字で書いておりますのが今回追加するものでございます。大きいところで方法書から始まりまして、準備書、評価書、事後調査報告書という流れになっております。次に真ん中の列に書いてありますのが今回の検討内容でございます。上半分が法律の改正に伴います検討内容、下半分は本市独自の検討内容ということで、条例施行後に浮かび上がった課題に対する対応でございます。最後に右側半分につきましては検討の理由ということで、なぜ検討が必要かということについて簡単に記載させて頂いているところでございます。

まず真ん中の法改正に伴う検討内容に沿ってこの資料をご説明させていただきます。まず一番上でございますが、方法書作成前の手続の創設でございます。これは左側の手続きの流れと一緒に見ていただければよろしいのですが、今までは方法書というもの、これは環境影響評価の方法について設計図のようなものを作るところでございますが、これまでは事業実施が決まった段階から方法書の作成

で手続きがスタートしておりましたけれども、今回の法改正で計画段階配慮書の手続というものが新設されております。これについて当然、我々の条例の中には取り込まれておりませんし、きめ細やかな環境配慮をするためには必要ではないかということで、この追加について検討していただこうと考えております。しかしながら青字で、第2回部会で審議と書いておりますけれども、ここにつきましては国のほうでも今、制度の設計が進められているところがございますので、国から政省令のほか、細かな内容が出てくるのを見極めたうえで、第2回の部会でご審議をお願いしようと考えているところがございます。

次でございますけれども、方法書、準備書、評価書及び事後調査の手続の改正ということで、今日の第1回部会でご審議願うものでございます。まず薄緑の方法書における説明会の開催等の義務化でございますが、左側の流れの中で、方法書のところ、今までは公告縦覧の後は市民、市長意見をいただいたのち、環境影響評価を実施するという流れになっておりますけれども、ここに説明会を新たに入れていこうということでございます。説明会の追加が必要な理由などにつきましては、後ほど資料3に基づきまして詳細にご説明させていただきます。次が薄い青で書かれている電子縦覧の義務化でございます。左側の流れの公告・縦覧の横に電子縦覧が追加されておりますが、これはインターネット等を利用して縦覧の手続、幅広く市民の方等に周知するための手続を取り込んでいこうというものでございます。そのため、この電子縦覧につきましては、方法書の公告・縦覧の所に加えまして、準備書、評価書それぞれの段階におきましても、手続を義務化しようと考えております。

法改正に伴う検討内容の3番目は、事後調査報告書、環境保全措置等の公表の義務化というものでございます。これは流れの一番下になります。事業が始まった後、事後調査報告書、これはすでに条例の中では作成する規定がありますけれども、作成した報告書を公表する規定が現在ございませんので、公表の規定を入れていこうというものでございます。これは今日の部会でご審議願う内容でございます。

次に本市独自の検討内容でございますけれども、ここにつきましては、いくつか挙げておりますけれども、ピンク色で書いたもの、これが一番大きなもので、公聴会の開催の規定の追加でございます。準備書の段階におきまして、市民・市長意見ということで事業者に意見を述べることに、それに加えまして公聴会の開催を規定しようというものでございます。2番目は、これは色をつけておりませんけれども災害復旧または防止の際の適用除外の規定の追加でございます。アセス制度の対象事業となりますと、現行制度においても方法書から事後調査評価書まで進めるのに大体2年から2年半程度、時間を要しております。そのため災害復旧等の場合には、そういった規定は免除するという考え方がございますので、その規定を追加しようというものでございます。3番目でございますけれども、先ほど電子縦覧のところでは公告縦覧が3回とご説明しましたが、公告縦覧の方法の見直しでござ

います。これは電子縦覧とは別でございまして、後ほどこれも詳しくご説明いたしますが、現在、公告縦覧の方法が非常に限られたものになっておりますので、選択肢を広げる方向で改正しようというものでございます。以上が今回、第1回の部会でご審議願う本市独自の検討内容でございます。

一番下は第2回の部会でご審議願うところでございますが、まず法と条例の調整の規定の追加でございます。これは先ほど大きなものは法が、小さいものは条例が対応すると言っておりましたが、その中間ぐらいのところはどうしてもグレーな部分が出てきますので、そのグレーな部分についても条例できちんと担保できるような仕組みを作りましょうということで、これについては次回詳しくご説明させていただこうと考えております。もう一つが対象事業の追加でございます。発電所の対象要件の見直しと書いておりますけれども、これは国において政令の改正がございまして、今まで国のアセス制度で対象となる発電所には水力・火力・原子力等がございまして、それに加えまして風力発電が追加されました。このため福岡市におきましても同様に風力発電を対象事業として追加するとともに、他に再生可能エネルギーを利用した発電所の中で、環境にインパクトを与えるようなものが出てきた時には、それらにつきましても対象要件として見直そうというものでございます。

今後部会でご審議願う内容につきまして、次回の検討内容も含めまして簡単にご説明させていただきます。

○部会長 はい、ありがとうございます。先ほど検討の背景をご説明頂きましたけれども、それを受けて、具体的にこの制度の中でどのような課題が出てくるのかということを整理して、今日の第1回で審議していただくことと、それから次回の2回目の部会で審議していただくことの概要をご説明いただいた訳ですけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか？よろしいですか？

それでは3番の具体的な内容の説明で、法改正に伴う検討の方から宜しくお願いします。

(3) 法改正に伴う検討

●事務局（環境調整課長） 次に資料3でございます。一番上に「方法書・準備書・評価書及び事後調査の手の改正」と書かれているものでございます。法改正に伴う検討事項ということで、先ほど簡単に概要を説明させていただきましたが、そのうち今回ご審議頂く内容を書き出したものになります。資料の一番左に上から方法書における説明会の開催の義務化、電子縦覧の義務化、事後報告書の公表の義務化の3点を、それぞれ薄緑、水色、オレンジ色の枠で記載して、それぞれの内容についてとりまとめております。資料の右側には、先ほどの資料と似ていますが、方法書、準備書、評価書及び事後調査の手の流れということで、先ほどよりも若干詳しいフローを記載しております。

それでは薄緑の方法書における説明会の開催の義務化について最初に説明させていただきます。

この資料の見方ですが、方法書における説明会の所に箱がいくつかございますけれども、上の箱から順に「方法書の趣旨」、「現状と課題」。そして右側の方に行ってくださいまして、「検討の方向性（案）」、これは環境影響評価制度のあり方についての我々が考える方向性ということで、太字で書いております。そしてその下に「効果」として改正することによる効果について示しております。では、具体的に方法書における説明会の開催の義務化につきましてご説明させていただきます。

方法書の趣旨でございますけれども、これは環境影響評価の調査方法等に関する情報を提供し、環境保全の見地から意見を求めるために、具体的に方法書というものを作りまして、例えば道路を作る時であれば騒音とか、大気など、自然環境のどの部分、項目について予測を行っていきますということを明らかにする一種の設計図のようなもので、これについての意見を求めるというものでございます。参考資料の5と一緒に見て頂ければと思いますが、環境影響評価法及び福岡市環境影響評価条例に基づく対象案件についてということで、今まで福岡市の方で条例対象となりました8件、それと法対象のもの1件につきまして、図書の頁数、縦覧者数といった数字をとりまとめたものでございます。

資料3にお戻りいただきまして、現状と課題ですが、現在、説明会の開催は方法書の段階では義務付けておりません。しかしながら方法書というのは非常に厚く、先ほどの参考資料5にあります図書のページ数をご覧いただきたいのですが、例えば福岡市東部清掃工場建替事業でございますと、方法書のページ数は68ページ、これが一番薄いものでございます。厚いものでは、アイランドシティ線、これは都市高速をアイランドシティの方に伸ばすもので、現在環境影響評価の手続きの最中でございますけれども、その方法書はそれだけで205ページの厚さがありまして、更に内容も非常に専門的でございます。そしてこれを、公告縦覧の期間が概ね1ヶ月程度でございますけれども、その限られた期間の中で市民の方々に読んでいただく訳ですが、非常に読みづらいし、内容も理解しづらいというのが現状でございます。そのため、方法書における説明会の開催を含めた検討案を右に記載しております。

検討案ですが、一つは方法書の要約図書の作成を義務付けようと思っております。やはり薄いものでも68ページ、厚いものでは200数ページになってしまう方法書でございますので、どこを読むべきかをもう少し分かりやすくした要約図書の作成をお願いするというのが一つでございます。もう一つは方法書の段階で住民の方に対する説明会の開催を、事業者に義務付けようということでございます。これによりまして下に効果として書いてありますけれども、方法書についての理解が深まり、市民とのコミュニケーションも充実させることができ、意見書の提出件数が増加するのではないかと考えております。先ほどの参考資料を見ていただきますと、図書のページ数の横に縦覧者数と住民意見数、準備書説明会と書いてございますけれども、実際に今までどれくらい縦覧の数があったか

をまとめたものでございます。確認出来たものだけ挙げておりますが、方法書の縦覧につきましては、少ないものでは4件、多いものでも28件でございます。その次に意見書を見てみますと、なかなか分かりにくいというのも一つの要因と思いますけれども、少ないものでは方法書に対する意見が全く出ていないものが数件ございまして、一番多いものでも意見提出が4件というのが実情でございます。やはりこの部分において、方法書の説明会の開催と、要約図書を作って分かりやすく説明していただくことで縦覧者数、もしくは意見の数、こういったものを改善できるのではないかと考えているところでございます。

次に電子縦覧の義務化でございますけれども、これも同様でございます、縦覧の趣旨は環境保全上の見地から意見を求めるため、必要な情報を提供するというものでございます。現状でございますけれども、どういう形で縦覧をしているかと申しますと、基本的に対象事業を行う場所、少し事例を挙げていきますと、先ほどのアイランドシティ線であればアイランドシティに延びていく都市高速道路が通る区域、もしくはそれによって影響を受ける区域の中で縦覧をするということになっております。次に開催場所ですが、事業者の事務所もしくは福岡市の施設といったところで縦覧を行うことになっております。そうすると例えばその道路に対して、環境保全の見地から意見をお持ちの方というのは、居住する場所に関係なく意見を提出することが出来るのですが、実際の図書を見るためには現地まで足を運ばなければならないという状況になっています。先ほどの方法書の説明会のときにも申し上げましたように、縦覧期間は1ヶ月程度という限られた時間でございますけれども、その間に図書を縦覧して意見等を述べるということになると、非常に大変な作業になりますので、この部分につきまして電子縦覧を取り入れたらどうかと考えているところでございます。

現在、社会情勢として、この中にも書いておりますけれどもインターネット等が非常に普及しております。そういったものを使いまして、図書の電子縦覧を行っていこうということでございます。少し右側の手続をご説明いたしますと、電子縦覧につきましては方法書、準備書、最後の評価書のところ、この3つのステージにおいて電子縦覧をそれぞれ義務化するという事を考えております。

次に検討の方向性の案でございますけれども、図書の電子縦覧を事業者に義務付けるということでございます。これにつきましては具体的な手法ですとか、電子縦覧を行うことによるセキュリティの問題、例えば貴重種の情報とか、解決すべき問題が色々ございますけれども、その部分につきましては別途、規則もしくは技術指針等の中で詳細に検討していく必要があるかと考えているところでございます。

効果でございますが、やはり当初の縦覧者数及び市民の意見書の提出件数が増加するのではないかと考えております。先ほどの参考資料の5のとおり、今は非常に縦覧数と意見書数が少ないので、そこを少しでも増やして、事業計画自体が環境に配慮されたものとなるように誘導するために、先ほど

の方法書の説明会に加えまして電子縦覧の義務化をお願いしようと考えているところでございます。

最後の事後調査報告書の公表の義務化ですが、事後調査は環境影響評価の中で最後の段階であり、評価書の中で記載することになっております。事業を行った後で将来的に発生する環境の変化がございましたが、それに応じて対策を講じる必要がありますので、当然そこで事後調査というものが必要になってきます。工事を始めた後の工事による影響、例えば騒音はどれぐらいであったとか、貴重種に対する影響はどうだったとか、それらは将来的な環境の変化状況に応じて把握する必要がありますけれども、そういったものが実際にどうなったかを確認する調査が必要になっております。現在の規定につきましては現状のところに書いておりまして、また条例もお付けしておりますけれども、簡単に申しますと条例の29条で事後調査を実施しなさいと本市の条例はすでに義務付けしております。30条では報告書の提出を義務付けて、市長は報告書について環境影響評価の審査会で意見を聴くことができるという規定を作っておりますけれども、公表するという規定が今のところ福岡市の条例ではございません。そのため市民の方などが、実際に行った環境影響評価の事後調査の結果がどうだったのかということを確認できる仕組みが無いというのが若干問題となっております。そのため右側のところでございますけれども、事後調査報告書を現在事業者の方は市のほうに提出する規定になっておりますが、それを市に提出するだけではなく、公表していただくことを義務付けようということがございます。そして検討の方向性の案のところにお示ししておりますけれども、事後調査報告書の公表を事業者に義務付けることを考えているところでございます。但し、ここにつきましては今のところ電子縦覧までは考えておりませんで、公告縦覧という形を取らずに、事業者の方に対して何らかの格好で公表していただくことをお願いしようと考えているところでございます。

これに伴う効果と致しましては、環境影響評価後の環境配慮につきまして、ここに書いてありますとおり、市民からの信頼性、透明性及び客観性を向上することができるということがございます。

法律改正に伴う検討事項につきましては、上から順番に説明会の開催、電子縦覧の義務化、それと事後調査報告書の公告・公表の義務化、これらにつきまして条例を改正して対応していくということでございます。簡単ではございますが以上でございます。

○部会長 はい、ありがとうございました。先ほどご説明いただいた課題について、課題のうち法改正に伴う検討として具体的に3つの案を説明頂きました。これについてご意見、ご質問等ありますでしょうか？

○委員 質問ではなくて、ちょっとお教え頂きたいのですけれども、資料3のこの右側の流れの最後のところに、従前でも事後調査報告書は一応出てくる訳ですね、公開はしませんけれども。それで必

要に応じて市長が意見を述べる事が出来るという規定が30条に入っているのですけれども、今までの事例でそれが適用されたことがあれば教えて下さい。

●事務局（環境調整課長） 31条に事業者に対する指導ということで規定がございまして、読み上げますと「市長が事後調査の対象事業が環境に著しい影響を及ぼしている、または今後及ぼす恐れがあると認める時は、事業者に対し環境の保全についての適正な配慮を求める観点から、必要な措置を講じるよう指導することができる」という規定を設けておりますが、私が知っている範囲ではこういった指導を行った事例はございません。要するに環境に著しい影響を及ぼしているという恐れがあるという事例は今まで無かったということでございます。

○委員 最初の上の方の方法書の要約図書の作成ということですが、作った要約というのはどういう形で公表というか配布するのでしょうか。

○委員 要するに方法書と要約書の両方を公布するわけです。全く同じです。

○委員 同じように電子縦覧するわけですか。

○委員 同じようにやります。

●事務局（環境調整課長） 電子縦覧という格好になります。実際に準備書などではすでに要約書を作って頂いているのですけれども、本体はどうしても非常に分厚くなってしまいますので、そこから要点だけを書き出したものを一緒に付けて見ていただく。エグゼクティブサマリーのようなものでございますけれども、それを付けていただくということになります。

○委員 私、あの全く専門外なのですが、こういう電子縦覧というものを作るというのはコストがかかるものなのでしょうか。

●事務局（環境調整課長） 私もITの専門家ではないのですが、書類をPDF化することは非常に一般的に行われておりますけれども、PDF化する枚数が非常に増えることによってネットワークに対する負荷がかかる恐れがあります。ですからその部分については少し検討する必要があるかと思っておりますけれども、例えばインターネットアドレスだけを貼っておいて、そこからサーバーに飛んで頂いて見

ていただくとか、そういうことをすることも可能でございます。

○委員 質問は費用が余計に掛かるのかということです。技術的な問題ではありません。費用については、基本的には今、手書きの原稿で方法書や準備書を作るというのはまず考えられませんから、元の原稿はほとんど電子媒体になっていますので、それを貼ったらいい。

○委員 そうすればですね、せっかく色々この方法書とか準備書、評価書を電子縦覧するわけですが、せっかく作った事後調査報告書、これも電子縦覧すれば良いのではないかと思ったのですが、これだけ何故しないのかなと。

○部会長 今までこれ、事後調査報告書を、何らかの形で公表するチャンスはあったのでしょうか？

○委員 法律に合わせるということでやっているのですが、法律では評価書までは電子縦覧なのですが、事後調査報告書については電子縦覧を義務付けていません。それで、とりあえず同じにしようということです。実際には、どういう公表の仕方をするかは任意です。多くの事業者さんは多分紙に刷って出す紙媒体よりは電子媒体の方がより安上がりですから。今は方法書などについて法律の作り方が悪く、電子媒体で出すのならもう紙は要らないと思うのに、紙も要求しているのです。ですから恐らく現実には、事業者の立場から言うと、もう紙は作らないで電子媒体だけという方がいいと思います。

●事務局（環境調整課長） ありがとうございます。公表の中の一つの手法として縦覧という形にはなりませんけども、電子的な手段を使った公表というものが一つ、案としては考えられるということです。

○部会長 今の質問に追加で質問ですけれども、ここでやるのは法改正に伴う、というか法で決められたことについて、どのような対応をするかということについて審議しているのですけれども、そこからちょっと外れますが、事後調査報告書を何らかの形で公表をしているのでしょうか、今まで。

●事務局（環境調整課長） 現行では公表はしておりません。報告されたものについては当然情報公開の対象になりますので、情報公開等の請求があればお見せするという形になります。

○部会長 他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

○委員 あ、細かいことですが、電子縦覧の義務化というところで、図書の電子縦覧を事業者に義務付けるというところがありますけれども、この方法ですけれども、事業者のホームページあるいは市役所のホームページ、あるいはそういったアナウンスメントの有効性という面から、どのようにして「こういったところにあります」というのを市民の方にPRするのかというところについて教えてください。

○委員 大変良い指摘だと思います。建前から言うと、あくまでも今までも縦覧は事業者が自分でやるという建前ですから、そうすると電子縦覧の場合でも自分のホームページで、ということになるのかもしれませんが、そのやり方を採っていますと、その事業者が民間事業者の場合ですね、そういうことをやっている事すら分からないという可能性がありますので、2つの方法があると思います。

一つは市長が事業者から依頼を受けたら代わって引き受けてあげてあげてを規定して、これは特にサーバーの容量が小さい事業者の場合にはそうしてあげないと保たないだろうということです。それからもう一つは、少なくとも「どこそこのホームページで縦覧をしています」ということを、市のホームページではちゃんと告知すると。場合によってはリンクしておいて、リンクを押せば縦覧ページに飛ぶことができる、というようなことをやってあげることによって周知を図るということはあるだろうと思います。条例に書くまでのことではないので、いわゆる規則ぐらいで決めておいて、実際に事業者の方には個別に指導を申し上げるということになると思います。

ちなみに、ほとんどの事業は市がやっている事業で、民間事業者がやっている事業はまずありません。今まで例があったのは西南学院の例だけです。ほとんど事業者は市役所ですね。

○部会長 事務局で補足することはございますか。

●事務局（環境調整課長） 当然、公告縦覧の手續や執行方法等は紙媒体でも広報いたしますが、その中で電子縦覧、例えばアドレスとかそういったものを一緒に併せて広報するような格好になるかどうかと思います。

○部会長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。はい、それでは法改正に伴う検討はこれぐらいにして次に進みたいと思います。そうしたら「（４）本市独自の検討」ということで、事務局からご説明をお願いします。

(4) 本市独自の検討

●事務局（環境調整課長） 資料の4は「条例施行後の課題への対応」と書いているものでございます。一番左側に、一番大きな内容として公聴会開催の規定の追加と書いております。次に右側のほうに2つ、災害復旧又は防止の際の適用除外の規定の追加、その下に公告縦覧の方法の見直しということで、検討内容はこの3つでございます。

まず公聴会の開催の規定の追加でございます。現行の制度の流れでございますが、準備書段階における意見聴取の流れというところに書いております。この表ですが、一番左が事業者で、真ん中が市長、右側が市民等になっておりまして、縦が手続きの流れになります。そして、今実際どのタイミングで意見聴取が行われているかといいますと、まず市民等から事業者に意見を言うのは準備書段階では事業者が公告縦覧、説明会を行った後になります。

次にその下でございますけれども、市民意見に対する事業者の見解の提出を受けまして市長から事業者のほうに意見を言うタイミングがありまして、流れの中に計二回意見聴取の機会がございますが、その真ん中に公聴会を入れるというのが今回の検討の主旨でございます。

上の方に戻っていただきまして、現状と課題についてご説明させていただきます。まず、現状では事業者が事業を行う時に作成する準備書に対して、環境保全の見地から意見を有する方につきましては、書面によって意見を事業者に提出していただくことになっておりますが、意見聴取の機会を充実させるためにはこれに加えて公聴会の開催について検討する必要があるのではないかと考えております。その下、※印で書いておりますけれども、公聴会の開催につきまして、本市の条例では公聴会の規定は有しておりませんが、すでに多くの地方自治体では条例に規定されています。これにつきましては平成22年の2月に出されました、中央環境審議会の「今後の環境影響評価制度のあり方」という答申の中で、都道府県・政令市で条例を有している自治体のうち、50団体程度が公聴会の規定を有していると報告されております。

このような状況から公聴会につきまして、何らかの形で今後取り入れていこうと考えておりまして、その下に公聴会の考え方を記載しております。まず公聴会を何時やるかというところでございますが、開催時期につきましては、環境影響評価の結果が明らかになる準備書段階での実施、すなわち実際に事業を行った時にどういった影響があるかの予測評価を行った後でございますが、そこで行うのが効果的ではないかと考えております。

開催主体及び目的としては、次に掲げておりますけれども3つ考えられるのではないかとということで、①から③まで案を書いております。①案でございますが、これは市長が我々行政の立場での意見を市長意見という形で事業者に出しておりますけれども、これを形成するために開催するというものでございます。②案としては、事業者が口述により意見を聴く必要があるために開催するという考え

方もあろうかと思えます。最後に③案でございますが、右側の流れのところを見て頂きたいのですが、環境影響評価審査会というものがございまして、我々が市長意見を形成するときには審査会の意見を聞いた上で意見を形成しておりますけれども、その審査会が審査の参考とするために開催するという案で、以上3つのパターンが考えられるのではないかとということで、ここに挙げております。

右上の方に行っていただきまして、検討の方向性の案としてこの3案を検討しましたが、意見聴取の機会を拡充するという観点から考えた時には、やはり市長が市長意見を形成するために参考として直接意見を聴取するというのが一番効果的ではないかということで、①案を検討の方向性の案ということで取りまとめました。「市長は準備書について口述の申出があり、必要と認めるときは、公聴会を開催する」という規定にしております。

あと法律の対象事業についてはどうかとなりますと、今条例のほうをご議論頂いておりますけれども、例えば法律で対象となっている事業につきましても、同様に市長意見を求められる流れとなっておりますので、その市長意見を形成する時に、法律対象事業についても同様に公聴会というものを開いて、市長意見を形成するということを考えております。効果ですが、やはり市民等からの意見聴取の機会を充実させることができるということが効果として挙げられます。

右側に移りまして、災害復旧又は防止の際の適用除外の規定の追加についてご説明します。現状でございますが、災害対策基本法・建築基準法等で規定する事業のみを条例の適用除外としております。しかし下に※印で書いておりますけれども、7年前の玄界島での地震の時でございますけれども、復興事業は上記に該当しなかったため、可能な範囲で規則を一部改正して対応している状況です。これについての検討の方向性をとりまとめております。

ここで、本日お配りしております参考資料の10をご覧ください。条例における適用除外ということで、現在の福岡市の環境影響評価条例とその下に災害の定義について書いたものです。まず、どういったものを災害として扱うかということですが、災害対策基本法の第2条第一号で災害とは「暴風、暴雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」とされております。その下に政令で定める原因として災害対策基本法施行令第1条では「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。」となっております。これらに係る復旧につきましては対象から外す方向で、今のところ検討をお願いしたいと考えております。

資料4に戻りまして検討の方向性の案でございますが、災害の復旧又は防止のために、緊急に実施する必要があると市長が認めるものについては、条例で包括的に適用除外の規定を定める、としております。効果といたしましては災害復旧及び防止、または緊急に実施が必要な事業について、円滑か

つ迅速な対応が可能となるということでございます。

最後に、下に行きまして公告縦覧の方法の見直しでございます。現状と課題ですが、現在、公告は事業者が実施することになっておりまして、方法を3つ挙げております。一番目が福岡市公報への掲載、二番目が福岡市の広報誌への掲載、三番目といたしまして日刊新聞紙への掲載、以上の3つとなっております。民間事業者につきましては、市の公報および福岡市の広報誌への掲載というのが困難でございますので、実質的に日刊新聞紙への掲載という方法しかなく、これが非常に経済的な負担になっております。先ほどの資料で、公告縦覧は3回ということでお示ししておりましたけれども、各回ごとに日刊紙への掲載を行う必要がございます。そうすると一紙あたり数十万単位でお金がかかりますので、それを4紙で3回となると非常に経済的な負担になるということでございます。

また今回検討しております電子縦覧につきましても、先ほど費用面での指摘がございましたけれども、事業者によっては対応が困難な場合というのが当然想定されます。そのため検討の方向性の案といたしましては、公告縦覧については適切な方法の検討を行うこととしております。詳細につきましては条例本体ではなく、施行規則のほうで規定することになりますけれども、例えば現在考えているものとしては掲示板への掲示でございますとか、印刷物の配布、市による電子縦覧の協力、こういったものを加えることを考えております。これによりまして、効果のところを書いてございますが、周知の選択肢が増え広報効果が向上するということと、もう一つ事業者の負担が軽減されるということが大きな効果でございます。

条例施行後の課題の対応といたしまして、「公聴会開催の追加」、「災害復旧の場合の規定の追加」、「公告縦覧の方法」の3点について説明させて頂きました。以上でございます。

○部会長 はい、ありがとうございました。それでは、ただ今説明頂きました本市独自の検討、大きく3項目ございましたけれども、これについてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

○委員 今回、公聴会開催の規定の追加ということをご提案されている訳なのですが、これは条例施行後のどういう課題で浮かび上がってきたのかということなのですが、一応、意見聴取の機会を充実させるためということなので、これはあの今までの施行している中で、住民のほうから意見聴取の機会が少ないという意見があったのでしょうか。それとも市が、住民意見が少ないのは、こういう機会が無いからそうなっているのだということで、どちらなのでしょう。

○委員 法改正の時に公聴会規定を入れる、入れないの話になった際に、条例で出来ているので入れないということになったのですが、福岡県、北九州市、福岡市については公聴会についての規定が無

かったため今回入れることになったというのが今回の背景です。

○部会長 よろしいですか。

○委員 素人ながら考えても日刊紙上への掲載というのをやろうとすると、その一面でバツと出すわけで、金額的にたいした事無い金額か分からんけれども、なかなか見ているようで見て無いです。そうすると、僕は日刊紙への掲載が必要なのかどうか疑問があるのですよ。例えばここにいくつか出ていますこの事業の、先ほどの参考資料5ですけれども、例えばこういうところだったら、この沿線の人達がまず一番関心を持つのだということであれば、この沿線の地域に例えば新聞折込を入れるとか、あるいは掲示板、あるいは町内会にお願いして、あるいは市政だよりも載せられなければ、市政だよりも配っている業者さんに、一部追加して、いくらか料金は増えるかも分からんけど、そっちの方が僕は安くいけるのではないかなという気はするんですが。その、日刊紙だと4紙も5紙もあるわけですよ。そうすると相当経済的負担があるから、その辺は少し検討されたほうがいいのかなど。縦覧者も住民意見も非常に少ないわけでありますから、その割に日刊紙に出しても意見が出てこないと思うのであれば、もうちょっと方法を考えられたらいいのではないかと。

●事務局（環境調整課長） 縦覧方法につきましては、ご意見を踏まえまして規則にはなりますけれども、幅広く知っていただくとともに、いたずらに経済的負担が増えることの無いように、また効果的な方法が取れるように検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員 それを複数の選択肢の中から選べるようにすれば良いのですよね。

●事務局（環境調整課長） はい、今考えているのは複数の選択肢、今は非常に少なく3つしかありませんので、もう少し増やしていこうと考えております。

○委員 具体的には民間事業者さんが一番問題なので、民間事業者から要請があった場合はきちっと協力をすると言っておいて、市政だよりも民間事業のガイド等も載せてあげると。手続きとしてはもう行政としてやっているの、という所が一番落ち着きの良い解決方法だと思いますね。後は回覧板も回っていますので、ああいうのに入れてもらえば良いと思います。

○部会長 それでは他にご質問、ご意見ございますでしょうか。はい。

○委員 準備書段階における意見聴取の中で、これは全て上から下にこの通りの順番で行われるという理解でよろしいですか。で、線の引き方、例えば公聴会での結果が、環境影響評価審査会には入らない。

○委員 入ります。市長の所で公聴会の結果が…

●事務局（環境調整課長） 公聴会の結果は審査会のほうに、こういったものを行いましたといったことをお示しして、市長意見形成の時の参考にしていただくと。ちょっと線が…

○部会長 両方矢印がついているね。

○委員 これは諮問と回答かなと。

●事務局（環境調整課長） 公聴会の所、すみません、これは線が…

○委員 いや、意見が流れると言う意味。

●事務局（環境調整課長） 公聴会の意見が審査会の方に行って、審査会の意見がその下の市長意見に反映されると。すみません、線が抜けておりました。

○委員 実際には運用の面から見たら、審査会の委員が公聴会に同席をして意見を聞いた方が良いかもしれませんね。主催者は市長ですけれども、審査会委員の人数全部揃えることは無いけれども、何名かは出席しておいた方が良いかもしれません。

○部会長 そういうのも規則の中に入れますか？

○委員 いや、それは運用の問題ですね。誰でも参加出来るのだから、審査会委員が参加しても問題ない。ただ壇上に上がって、質問に答えたりする必要はない。

●事務局（環境調整課長） あくまでも市が公聴会を開催して、意見をお聞きするという形で考えて

おります。

○委員 一点だけ運用上、手続がかなり厳しくなるだろうと思われるのが、法律でアセスをやる場合には市長の手元にあるのは1ヶ月ぐらいしか無いのです。県知事の所には2ヶ月あるのだけれども、市長は1ヶ月しか無いのですよ。だから1ヶ月の間に公聴会もやる、審査会もやる、とやらなきやいけないと。かなりタイトなスケジュールで、それはしょうがないのですけれども。

今度の法改正で市域だけ、市域内以外には全然影響が無いような事業については市長が独自に意見を出せるようにして、2ヶ月間確保しましたけれども、例えば県境、市境でやるような事業やるような、春日市との境目辺りの事業になると、これはどうにもなりませんので。例えば大牟田線の高架のような、ああいう類の事業ですけれども、これ県知事のほうに2ヶ月、市長は1ヶ月しかありませんけれども、それは重々覚悟の上で提案をされておられるという理解をすれば良いのですよね？

●事務局（環境調整課長） どうしても法律上、市長意見等を求められた時は期間が限られておりまして、今の、委員がおっしゃったとおりですけれども、県が今のところまとめて意見を言う訳ですが、その時に参考として市の意見を求められると、現在はそういう流れとなっております。そうすると、市に与えられた時間というのは非常に短くなりますが、その中で我々の方は審査会を開いて意見を聴くのと併せて公聴会の方も開催していかなければならないということで、期間のほうは延ばせませんので非常にタイトなスケジュールになることが想定されます。けれども、やはり住民の方も、事業者だけではなく、環境保全上の見地からの意見に限られますけれども、やはり市に直接、市長に意見を言う機会ということで公聴会というのは重要であろうと考えておりますので、その部分は非常に時間の制約がございますけれども、取り組んで行こうと考えているところでございます。

○部会長 この会の部会長としての発言では無いのですけれども、今までの仕組みから、より複雑に色んな手続きを増やそうという方向になっている訳なので、主旨としては別にすごく良い方向だろうとは思いますが、もしそうだとすれば今、委員がご指摘されたように、色んなことをやることで期間を短くするというのは、逆にちょっとおかしな話で。こういう事を、沢山やらなければいけない事を増やせば、それに応じて審査する時間とか、何かその辺もやっぱりフレキシブルに考えていただくような方向に修正していただかないと、市だけで出来るとは思っておりませんが、何かそのような事も長期的にはご検討頂きたいなど。

○委員 いや、世の中の流れは逆なのです。もっと短くしろって。

○部会長 なにか色々細かくやれ、沢山やれと言うのに何か矛盾していると思うのですが。

○委員 震災復興も全部もう特例でアセス省略といってね・・・

○部会長 まあ今回議論する内容ではないとは思いましたけれども・・・

○部会長 それでは、それ以外に、その他に本市独自の検討内容についてご意見、ご質問ございますか。無いようでしたら、これぐらいにさせて頂いて、一つ前に戻させて頂いてよろしいですか？

今日の議論の中身とは直接関係が無いのですけれど、資料3の真ん中の行のところに検討の方向性の下にそれぞれ効果というのが書いてあるのですけれども、効果に書かれていることが、私、個人的にちょっと気になるなど。例えば数が増えることが効果ではなくて、より広く、今まではあまり知りようが無い情報もきちっと住民の方に知っていただくとかですね、何かそういうことが効果だと。その結果として数が増える、かもしれませんが、数が増えることが効果では無いように思うので、その辺書きぶりを改めて頂きたいなという風に思います。

○委員 おっしゃるとおりですね。適切な意見がより多く集まるようになる、と書いておいてもらわないといけません。だいたい、福岡市は例がない、経験が無いのですけれども、全国的に見ると、意見が多い場合というのは全部同じ意見です。コピーされたものが沢山来るといっているのが多いので、いくら多くてもほとんど事業者は困っていない。整理すれば1件になってしまいますから。

○部会長 まあ、そのような実態もあるような気がします。他になにか。

○委員 これは2回目の議題だと思うのですけれども、事前に勉強をしたいのでお教え頂きたいのですが、計画段階配慮書というのが今回新たに加わったと。で、それが出来たことによって市の条例を考える時に、どういう風な問題が生じる可能性があるのか、今お気づきであれば教えて頂きたい。

○委員 この、計画段階での配慮書という制度を設けた理由は、事業の立地とか規模決めをするときに出来るだけ複数案で検討して欲しい、そしてより環境負荷の少ないものをできるだけ検討して欲しいということです。よく前から言われていた戦略的環境アセスメント（SEA）という考え方を、日本でいきなり導入することは難しいけれども、せめて規模決め、位置決めぐらいのところまで考えてもら

わないと、場合によっては何処でも撤退ということが出てくる可能性があると思いますね、あまり無理な計画にならないということ。現状ではいきなりもう1計画案になった段階から報告書、準備書ということになっておりまして、どうも良くない。それからあの配慮書の段階で、実は今の方法書が、ほとんど事業計画まで書いていますので、実際は方法書が方法書の体をなしてないのですね。つまりどういう影響調査をするかを書いてもらいたいのに、事業計画のことばかり書いてある。であれば、むしろ前捌きとしてここでいいのでは、というようなこともあって、今回はこういう制度を設けた訳です。

それで今すでに環境省のホームページに出ていますけれども、配慮書をどういう風に作るのかということについての、環境大臣が定める共通的事項の原案が今パブコメにかかっています。それをご覧頂きますと、そこでも原則として複数案を考えると。どうしても複数案を考える余地が無い事業の場合には、そのことを何故かということを書いてもらえばいいと。基本的には、少なくとも位置の複数案が無理であれば、レイアウトを複数案出してもらおうと。例えば分かりやすく言うと、私どもの大学に高速道路が通っていますけれども、陸上案とトンネル案があったわけです。場所はもう動かしようがない、であればしょうがないので、トンネルでやるのか、高架でやるのかということをそれぞれ考えてください、という風なことにしています。もしよければ、事務局のほうでパブコメされている資料を審議前にあらかじめ配ったらいいと思います。

○部会長 もうかなり、これは煮詰まったような状態なのですか？

○委員 はい、もう技術検討委員会の報告書案がパブコメしています。それを読めばどういう風にやりたいのか、やりたいというか…

○部会長 ただ、形が無いと具体的にどのようにするかというのがちょっとイメージしにくいですよ
ね。

○委員 あの、道路のやつを高架にするか、平でいくか、トンネルにするかということですが…

○委員 例えば最低限それぐらいの事はやってくれという…

○委員 それでサイトが固定されているものについての選択のケースの場合と、サイトが自由に動く場合には、福岡市に来なくても春日に行けばいいじゃない、というのも出てくると。で、その時のサ

イトがどこでも良いときの駆け引きとして、福岡市が対応する、考えておかないといけない事もあり
そんな気がします。

○部会長 何かご回答いただけますか。

●事務局（環境調整課長） 最初に、今パブコメとか国のほうで行われているものの資料などにつき
ましては第2回の部会の前までに、事前にこちらから各委員へ送らせていただきまして、内容を見て
いただくようにしたいと考えております。

それから先程、市の条例として計画段階の配慮を入れた時の問題点ということで、これはまだ第2
回の議題ということで、我々の方もまだ理解が少し浅いのですが、例えば民間事業の場合と
か、今委員がおっしゃられたようなことになろうかと思うのですが、事業の立地とか規模とかそうい
った経営戦略上の問題もかなり出てくるのではないかと考えております。例えば道路の場合もそうで
すけれども、そういったものをどの段階でどこまで公表するのか、といった点について少し見極めな
いといけないのかなと考えております。ですので、やはりパブコメなどを踏まえまして、非常にあい
まいな言い方なのですが、計画段階といっても非常に幅が広いですので、例えば廃棄物処理場ですと
ごみ処理計画の段階から考えるのか、などという話も出てまいりますけれども、どこへ置くかという
所も含めまして第2回までに整理して、議論の種として作りたいというか……。

○委員 ちょっと今の間違いです。処理計画の段階という話ではなく、これはあくまでも事業アセス
の、一つの事業についてやることで、それは廃棄物処理計画の段階の話では全く別次元の話です。

○部会長 委員のご質問に、ちゃんと答えられていますかね。対応してくれと言いながら私も理解で
きていないのですが、委員、いいですか。

まあ、一応第2回の審議事項ということなので、まあ事前に少し情報をとというご質問だったかと思
いますので、それより前に、準備出来る資料等を委員の先生方にお渡しするなり何なりご対応頂きた
いと思います。他に何かご意見、ご質問ございますか。

○委員 参考資料のですね、5ですけれども、ここに事業名がありますけれども、事業者が書いてあ
りませんので事業者名も書いていただければなと思います。

○委員 今までの過去の事例ですね？

○委員 ええ、先ほどの説明で初めて事業者が分かった次第ですので。

○部会長 はい、じゃあ宜しくお願いします。

○委員 これは簡単ですね。東部工場建替というのは、これは清掃工場です。それから葬祭場というのは油山の火葬場…

○部会長 事業主ですね？

●事務局（環境調整課長） 申し訳ありません、事務局からお答えいたします。上から4つ目の西南大学田尻グラウンドの整備事業につきましては、これは事業主体が学校法人の西南大学でございます。それと8番目の若久団地でございますけれども、これは独立行政法人都市再生機構九州支社、いわゆるUR。それ以外のものにつきましては、福岡市もしくは都市計画権者の福岡県でございます。

○委員 分かりました。こういった資料には付けといて頂けると助かります。

○部会長 それでは一応議事4を終わらせていただきまして、（5）その他に入らせていただきたいと思います。今後の部会のスケジュールについて事務局のほうから説明をお願いします。

（5）その他

●事務局（環境政策課長） 今後の部会開催のスケジュールでございます。次回の環境管理部会でございますが、先ほどご説明させていただいたところと若干重なりますが、先日委員の皆様にはスケジュール確認の調査票を送らせて頂いているかと思っております。まだご回答頂いていない方もいらっしゃいますが、今のところ3月から4月、多分4月になろうかと思っておりますが、4月中の開催予定で現在スケジュールを調整させていただいているところでございます。日程、会場等が確定次第、また後日改めてご連絡をさせていただきますので宜しくお願いいたします。委員の皆様におかれましてはご多忙のところ恐縮でございますが、第2回の部会につきましてもご出席を頂きますように、それから調査票のほうにつきましても、こちらに返送して頂きますようどうぞ宜しくお願いいたします。以上でございます。

○部会長 はい、以上で準備しておりました議事が全て完了しました。それでは進行につきまして事

務局にお返しいたします。

Ⅲ 開 会

●事務局（環境政策課長） 部会長、委員の皆様、長時間にわたるご討議、本当にありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、環境局長からご挨拶を申し上げます。

●環境局長 今日は最初の専門部会で行っていただきましたけれども、長時間にわたりご審議ありがとうございました。非常に専門的な分野で行っていただきますので、なるべく資料を、皆様には早くお配りするよう私も努力してまいります。更に次回の開催につきましても、会場は押さえておりませんが日程だけは早くお知らせするように努めてまいりますので、次回も宜しく願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

●事務局（環境政策課長） 本日お配りしました資料でございますけれども、次回以降も使用いたしますので、お持ち帰りの際は是非次回ご持参頂けますよう宜しくお願いいたします。それから、持って帰らなくてよいという方は、そのまま机の上に置いて帰って頂ければ、私ども事務局のほうで次回用意させていただきます。これをもちまして福岡市環境審議会環境管理部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。